

## 各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況

※ 労働審判の数値は、最高裁から提供の資料をもとに、中労委事務局が独自で集計したもの。

労政主管部局等あっせんの数値は、6都府県のHPから引用または聞き取りをもとに集計したもの（年度集計のみ）。

労働局あっせんの数値は、厚生労働省記者発表資料をもとに集計したもの（年度集計のみ）。

### (1) 新規係属件数

	労働委員会あっせん		都道府県の労政主管部局等あっせん			労働局あっせん			労働審判			
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
24年度	338	(△14.0%)	801	(△11.9%)	6,047	(△7.1%)	3,660	(△1.6%)				
25年度	376	(11.2%)	710	(△11.4%)	5,712	(△5.5%)	3,627	(△0.9%)				
26年度	319	(△15.2%)	845	(19.0%)	5,010	(△12.3%)	3,496	(△3.6%)				
27年度	343	(7.5%)	709	(△16.1%)	4,775	(△4.7%)	3,713	(6.2%)				
28年度	290	(△15.5%)	596	(△15.9%)	5,123	(7.3%)	3,303	(△11.0%)				

(注1) あっせんを行う労働委員会は、15年度以降44労委。東京都、兵庫県、福岡県では、労委はあっせんを行っていない。

(注2) 労政主管部局等あっせん件数は、労政主管部局であっせんを行っている6都府県（埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県、大分県）のあっせん件数の合計。

### (2) 解決率

	労働委員会あっせん		都道府県の労政主管部局等あっせん			労働局あっせん			労働審判			
	解決率	(%)	解決率	(%)	解決率	(%)	解決率	(%)	解決率	(%)	解決率	(%)
24年度	55.0%		70.7%		39.9%		81.0%					
25年度	54.9%		72.5%		41.3%		79.4%					
26年度	51.4%		70.3%		39.7%		78.0%					
27年度	46.2%		69.8%		41.2%		81.4%					
28年度	49.4%		65.6%		41.3%		83.1%					

(注1) 各解決率は中労委事務局において算定。算式は以下のとおり。

- ・労働委員会あっせんは、取下及び不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率。
- ・労政主管部局等あっせんは、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県、大分県の取下及び不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率。
- ・労働局あっせんは、取下及びその他を除く終結件数に対する合意成立件数の比率。
- ・労働審判は、終了、取下及び却下等を除く既済件数に対する調停成立の件数の比率。

### (3) 処理期間

	労働委員会あっせん			都道府県の労政主管部局等あっせん			労働局あっせん			労働審判		
	1か月以内	1か月超2か月以内	2か月超	29日以内	29日超49日以内	49日超	1か月以内	1か月超2か月以内	2か月超	1か月以内	1か月超2か月以内	2か月超
24年度	54.2%	36.2%	9.6%	58.5%	15.3%	26.2%	55.8%	38.0%	6.2%	2.7%	35.0%	62.4%
25年度	40.7%	41.8%	17.5%	68.9%	13.4%	17.7%	50.0%	42.0%	8.0%	2.6%	29.6%	67.9%
26年度	39.1%	36.1%	24.8%	66.2%	12.6%	21.1%	48.7%	43.2%	8.0%	3.2%	28.8%	67.9%
27年度	36.6%	44.8%	18.6%	58.3%	15.2%	26.5%	45.2%	44.9%	9.9%	2.8%	30.0%	67.2%
28年度	39.1%	42.1%	18.8%	54.5%	16.8%	28.7%	43.5%	45.1%	11.4%	3.1%	29.4%	67.4%

(注1) 労働委員会のあっせん処理日数は「申請書受付日～終結日」で計算。

(注2) 労政主管部局等あっせん処理期間は東京都のもののみについて「あっせん当事者からの連絡日～確認書の了解日」で計算。

(注3) 労働局のあっせん処理日数は「申請書受理日～終結日」で計算。

(注4) 労働審判の審理期間は「申立日～終局日」で計算。労働審判の2か月超67.4%のうち、2か月超3か月以内36.0%、3か月超6か月以内30.4%、6か月超1年以内1.0%。